

緻密な捜査推進強化要綱の改正について

〔 令和7年11月13日  
大通達甲（刑）第10号  
警察本部長から本部各課・  
所・隊長、警察学校長、  
各警察署長宛て 〕

（概要）

本通達は、緻密かつ適正な捜査の指導体制を確立するとともに、捜査指揮能力向上の一層の充実・強化のために必要な事項を定めたものである。